

諫早湾干拓関係訴訟を題材に紛争解決の困難性を考える教育内容開発

—高等学校の「公民科」における授業を想定して—

松井克行（西九州大学）

1. はじめに

諫早湾干拓関係訴訟では、国に排水門の開門を命じた確定判決（2010年12月6日、福岡高裁）と相反する確定判決が並存してきた。しかし最近、非開門を前提とした和解協議の決裂後の2018年7月30日の福岡高裁判決では、開門を請求する前提として認めた漁業者の共同漁業権は法定期間の10年（2013年8月31日）で消滅しているため開門請求権も消滅したという判断が下され、開門ではなく非開門を認める潮流が勢いを増している。2019年6月26日の最高裁第二小法廷決定は、開門を求める長崎・佐賀両県の漁業者が上告した3つの訴訟のうち2つの上告を棄却し（1つは、開門を認めなかった下級審の判決を支持して上告を棄却し漁業者敗訴が確定、もう1つは、控訴しなかった国の判断を不服とし、「独立当事者」としての参加を申し立てた漁業者の訴えを退けて営農者勝訴が確定）、非開門の最終判断を示すに至った。

但し、「共同漁業権がすでに消滅している」という前述の福岡高裁（2018年7月30日判決）の判断に対して最高裁は、2019年7月26日に口頭弁論を実施する異例の決定を行なった。7月26日の口頭弁論で漁業者側は「漁業の実態に反する」等と二審判決の破棄を求め、国側は改めて「漁業権は消滅した」と反論した。8月7日、最高裁第2小法廷は、判決期日を9月13日に指定した。最高裁が民事訴訟で弁論を指定する場合は、二審の結論を見直すことが多いとされているが、二審の問題点を指摘したうえで結論を維持することも可能である。いずれにせよ、本発表時点では、最高裁の最終判断は示されておらず、開門・非開門の確定判決の併存状態にある。

諫早湾干拓関係訴訟は、高等学校「公民科」の教材にふさわしいと考えられる。なぜなら、高等学校「公民科」の新「学習指導要領」では、新科目「公共」の「B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」において、ア「(ア)…(略)…現実社会の事柄や課題を基に、憲法の下、適正な手続きに則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決することなどを通して、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて理解すること」や「法の役割の限界について」考えるための教材が求められているからである。また、「政治・経済」の「A 現代日本における政治・経済の諸課題」の「(2) 現代日本における政治・経済の諸課題の探究」において、「ア…(略)…地域社会の自立と政府、多様な働き方・生き方を可能にする社会、…(略)…食料の安定供給の確保と持続可能な農業構造の実現、防災と安全・安心な社会の実現などについて、取り上げた課題の解決に向けて政治と経済とを関連させて多面的・多角的に考察、構想し、よりよい社会の在り方についての自分の考えを説明、論述すること」が求められているからである。

さらに、諫早湾干拓関係訴訟は、漁業者と営農者、政府間の紛争解決の困難性を示す事例であり、さらに地域社会と政府、地域住民を含めた多様な働き方・生き方、食料の安定供給の確保と持続可能な農業構造（及び漁業構造）の実現、防災と安全・安心な社会の実現などの課題を多面的・多角的に考察できる事例である。このうち法との関係では、9月13日に最高裁の最終判断が示されるものの、当該民事訴訟において開門・非開門のいずれかに決するのみに留まり、判決の効力は当事者間に留まるため、最終的かつ抜本的な問題解決には至らない。